

令和5年10月19日

居宅介護支援事業所  
小規模多機能型居宅介護事業所  
地域包括支援センター 管理者各位

長岡京市役所高齢介護課  
(介護保険係)

要介護認定に係る一次判定の取り扱い及び  
申請代行時の情報共有について (依頼)

平素は本市の介護保険事業の推進にご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。みだしのことについて、下記のとおりご理解・ご協力くださいますようお願い申し上げます。

1. 一次判定の取り扱いについて

現在、介護保険係では、担当(予定)のケアマネジャーから、暫定プランの作成等を目的として審査会終了前に一次判定について確認された場合、一次判定の結果(認知症指標加味後一次判定結果)をお知らせする運用を行っております。しかし、「特記事項や主治医意見書の記載内容と基本調査項目の定義に不整合が確認できる場合」や、「日頃の状況と異なる場合」、「より頻回な状況で選択している場合」等の理由から、**一次判定に修正を行う場合があります。**市では可能な限り迅速かつ正確に一次判定をお伝えできるよう善処しておりますが、業務特性上、当初お知らせした一次判定が修正される場合もありますので、ご承知いただきますようお願い申し上げます。

2. 申請書の提出代行を行う場合の情報共有について

認定調査時における対象者やご家族等との**トラブルを未然に防ぐ**ため、対象者・ご家族について配慮が必要な背景・事情がある場合は、申請書にご記入いただくか、口頭等で別途お知らせいただきますようお願いいたします。具体的には、**認定調査が円滑に実施できるよう、また、調査の過程で対象者・ご家族が不快な想いをされないよう、事前に把握しておくことが妥当であると思われる情報(本人の身体状況、家族・近隣関係等)や、調査員の性別に特に希望があれば、事前にお知らせください。**

また、**新規申請の方については、申請代行手続に関わった担当者名を申請書に、申請理由を連絡票にそれぞれご記入いただくようお願い申し上げます。**

本件についてのお問い合わせは、  
長岡京市高齢介護課 介護保険係・岡野(075-955-9702)まで